

患者補償最終案まきよる

水俣病年内にも支給へ

患者補償の問題を調停中の水俣病紛争調停委員会は、二十八日最終案を委員持ち回りで決め、森永製菓・水産部長が水俣病患者家庭互助会と新日鐵に案文を提示するため水俣市に向かった。調停案は死亡者と生存者をそれぞれ成年者と未成年者にわけ、死亡者には弔慰金二十万円と葬祭料二万円が一時金として一律に支給され、また生存者には一年間に成年者が十万円、未成年者が三万円を終身

年金として受け取る。支給対象は七十九人（うち死亡者三十二人）で、会社側はすでに調停案に内諾を与えているといわれ、患者家庭互助会が了承すれば二十九日調印、三十一日には補償金が支払われる予定である。調停案つぎのとおり。

【死亡者】一、発病時に成年に達していた人は、発病から死亡までの年数を十万円に乗じた金額に弔慰金三十万円、それに葬祭料一、未成年者は発病時から十二月

末日までの年数に三万円を乗じた金額を一時金として支払い、三十五年以降は毎年三万円を終身年金として支給する。

一、三十五年以降に未成年者が成年者になれば、三万円を五万円に増額する。

一、年金交付中に死んだ場合は、すでに死亡した者の場合に準じて弔慰金、葬祭料を支払い、年金を打ち切る。